熊谷市木造住宅耐震診断補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、熊谷市建築物耐震改修促進計画に基づき、災害に強いまちづくりを促進するため、木造住宅の耐震診断を行う建築物の所有者等に対し費用の一部を予算の範囲内で補助するため必要な事項を定めるものとする。

２　前項の補助金の交付に関しては、熊谷市補助金等の交付手続等に関する規則（平成１７年規則第５９号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　建築士　建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条第１項の規定により登録を受けている建築士事務所に所属している同法第２条第１項に規定する建築士

(2)　耐震診断　建築士が、一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法又は精密診断法により、同法第３条から第３条の３までの規定により設計又は工事監理ができることとされた木造住宅について、地震に対する安全性の診断を行うことをいう。

（補助金の交付要件）

第３条　補助金の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号いずれにも該当する建築物とする。

(1)　市内に存する住宅で昭和５６年５月３１日以前に着工されたもの

(2)　在来軸組構法、伝統的構法若しくは枠組壁工法による一戸建ての住宅又は併用住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が

延べ面積の２分の１未満のものに限る。）で地階を除く階数が２以下のもの

（補助金の交付を受けることができる者）

第４条　補助金の交付を受けることができる者は、市内に住所を有する者であって、補助対象建築物に居住し、かつ所有している者又はその者の２親等以内の親族である者とする。

２　前項の規定にかかわらず、補助金交付の対象として市長が不適当と認める者は交付の対象としない。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助対象建築物１戸につき、耐震診断に要した費用の額に２分の１を乗じて得た額（その額に１，０００円未満の端数がある場合においては、その端数を切り捨てた額）とし、７５，０００円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、木造住宅耐震診断補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　申請者及び所有者の住民票の写し

(2)　登記事項証明書、家屋評価証明書、その他補助対象建築物の所在地、所有者及び建築時期が確認できるもの

(3) 耐震診断の費用がわかる見積書の写し

(4) 現況写真

(5)　その他市長が必要と認めるもの

２ 前項の申請書にて記載を求めていない事項及び同項各号に掲げられていない書類は規則第５条第３項の規定により、省略されたものとみなす。

（補助金の交付決定等）

第７条　市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、申請内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、木造住宅耐震診断補助金交付決定・却下通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、必要があるときは、当該補助金の交付決定に条件を付することができる。

３　補助事業者等は、やむを得ない理由により第１項の規定による通知を受けた後に補助事業等を取りやめるときは、速やかに木造住宅耐震診断取りやめ届（様式第３号）を市長に届けでなければならない。

４　前項の規定による届出があったときは、第１項に定める交付の可否の決定がなかったものとする。

（補助事業者等の着手）

第８条　補助事業者等は、前条第１項の規定による通知を受けた後でなければ、補助事業等に着手することができない。

（完了実績報告）

第９条　補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、速やかに木造住宅耐震診断完了実績報告書（様式第４号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1)　請負者と締結した契約書の写し

(2)　領収書等の写し

(3)　請求内訳書

(4)　建築士が作成した耐震診断報告書及び関係図面の写し

(5)　その他市長が必要と認めるもの

（補助金の交付額の確定）

第１０条　市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、その報

告内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い適当と認めたときは、補助金の額を確定し、木造住宅耐震診断補助金交付確定通知書（様式第５号）により補助事業者等に通知するものとする。

（補助金の交付請求及び交付）

第１１条　補助事業者等は、補助金の交付を受けようとするときは、前条の規定による通知を受けた日の翌日から起算して３０日を経過する日又は第７条第１項の規定による通知を受けた日の属する年度の２月末日のいずれか早い日までに、木造住宅耐震診断補助金交付請求書（様式第６号）により、市長に請求しなければならない。

２　市長は、前項の請求があったときは、補助事業者等に対して、速やかに補助金を交付するものとする。

（書類の整備等）

第１２条　補助事業者等は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備保管しておかなければならない。

２　前項の帳簿及び証拠書類は、第７条第１項の規定による通知を受けた日の属する年度の翌年度から５年間保存しなければならない。

（補助の制限）

第１３条　補助金の交付は、補助対象建築物１戸につき１回限りとする。

（その他）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の日の前日までに、熊谷市木造住宅耐震診断助成金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

（この要綱の失効）

３　この要綱は、令和１３年３月３１日限り、その効力を失う。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２８年１１月２２日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年６月２２日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。